

野田市行政改革大綱 (素案)

平成27年●月改訂

野 田 市

枠で囲まれた当該項目については、前回のパブリック・コメントで意見募集を実施済みのため、今回のパブリック・コメントでは対象外とします。

目 次

第1章 策定の背景

1 行政改革の必要性	1
2 これまでの取組	2
3 社会経済環境の変化	3
4 野田市の財政状況	5
5 行政改革の基本的考え方	11

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働	14
(2) 民間活力の有効活用	15
(3) 行政サービスの在り方の検討	17
(4) 外郭団体等の見直し	18
(5) 財政運営の健全化	20
(6) 情報化の推進	24

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し	25
(2) 定員の適正化	26
(3) 給与の適正化	28
(4) 職員の資質の向上	29

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメントの基本方針の策定	30
(2) 公有財産の有効活用	32

第1章 策定の背景

1 行政改革の必要性

本市は、平成15年6月6日の合併後、新市建設計画を含む総合計画に基づき、「市民が創るふれあいのまち野田ー活力とみどりゆたかな文化福祉都市」を目指し、市民の生活満足度を高めるための施策の実現に努めるとともに、限られた行政資源を有効活用するため、野田市行政改革推進委員会の答申を下に策定した「野田市行政改革大綱（平成21年2月改訂）」に基づき、民間活力の有効活用や職員削減計画の推進などによる行政改革を強力に進めてきた。

少子高齢化に伴い、社会保障費用が急激に増加する中で、高い経済成長が望めなくなったことから、国及び地方自治体共に、厳しい行財政運営が続いている。一方、自治体間の競争や地方分権の一層の進展により基礎自治体として自立した行財政運営が求められており、持続可能な行政経営を行っていくためにも、財政基盤の強化が必要不可欠である。

さらに、野田市総合計画審議会において、28年度からスタートする次期野田市総合計画の審議が行われ、取りまとめられた骨格案では、構想の実現に向けて、持続可能な行財政運営を進めるため、事務事業や組織の見直し等により、様々な角度から行財政運営の効率化を進めることとしている。このため、次期総合計画の実現に向けて、更なる行政改革を強力に進めていく必要がある。

2 これまでの取組

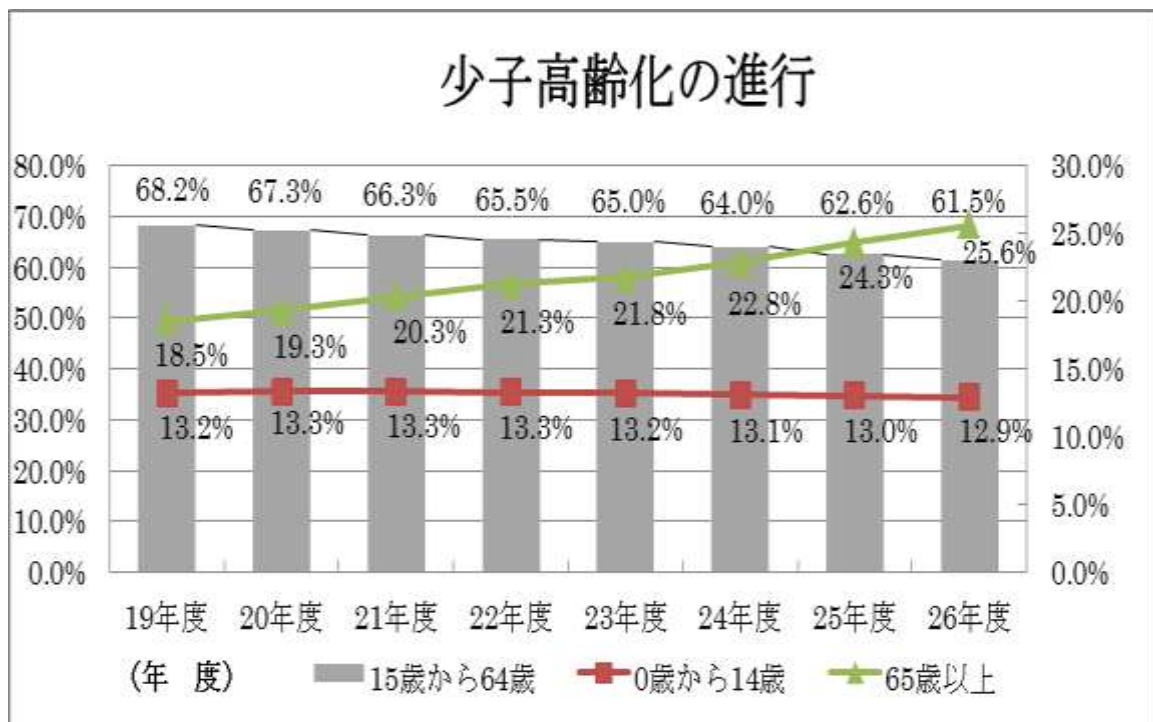
年度	経 緯	主な取組内容
昭和 57 年	・「行政改革懇話会」設置 ・「行政改革の実施について」を策定 (昭和 57 年 12 月)	○事務事業の簡素化、効率化、合理化 ○使用料、手数料等受益者負担の適正化 ○各種団体等に対する補助金の適正化
昭和 60 年	・「行政改革懇談会」設置 ・「行政改革大綱」を策定 (昭和 61 年 4 月)	○事業別予算制度の導入 ○附属機関の整理統合 ○開発協会、開発公社の理事の削減 ○技能労務職員の退職者原則不補充 ○公民館館長の非常勤特別職化 ○初任給を 1 号引下げ ○粗大ごみ等収集業務、し尿処理工場運転管理一部業務、斎場等の各種施設の管理運営の委託
平成 8 年	・「行政改革推進委員会」設置 ・「行政改革大綱」を改訂 (平成 9 年 7 月)	○滞納処分（差押）処理基準の策定及び市税の夜間休日窓口の開設 ○普通財産の売却処分による財産管理費の経費削減 ○使用料等の見直し ○附属機関 33 機関の統廃合 ○定員適正化計画の策定 ○行政職（二）給料表の導入及び調整手当の引下げ ○保育所の一部民間委託
平成 15 年	・「行政改革大綱」を改訂 (平成 16 年 3 月)	○指定管理者制度の導入 ○学童保育所、ごみ・し尿収集業務（一部）、学校給食調理業務等の民間委託 ○公民館等公共施設の無休化、開館時間の延長 ○未利用地の処分 ○市税等の収納率の向上 ○職員削減計画の推進 ○市民課窓口時間の試行的延長の実施
平成 21 年	・「行政改革大綱」を改訂 (平成 21 年 2 月)	○パブリック・コメント手続の本格実施 ○審議会等への公募委員の導入 ○新設学童保育所(11 施設)の民間委託 ○野田市開発協会の経営改善 ○市税等の収納率の向上 ○遺児手当の廃止 ○組織の見直し ○公契約条例の制定 ○職員削減計画の推進 ○再任用制度の導入 ○地域手当支給率の適正化

3 社会経済環境の変化

(1) 少子高齢社会

少子高齢化が進行する中、子育て支援対策、高齢者の保健・医療等、特に福祉分野での行政需要の量的拡大が見込まれる一方、主たる税負担層である生産年齢人口の減少により、税収の確保が課題となるが、本市は、近隣市と比較し少子高齢化の進展が早いため、先駆的な取組が望まれる。

(各年度4月1日現在)



◆国・県・近隣市の状況（平成26年4月1日現在）

	野田市	国	千葉県	松戸市	柏 市	流山市
幼 年 人 口	12.9%	12.8%	12.9%	12.6%	13.4%	14.1%
生 産 年 齢 人 口	61.5%	61.6%	63.3%	64.3%	63.7%	62.8%
老 年 人 口	25.6%	25.6%	23.8%	23.1%	22.9%	23.1%

※国の数値は、平成26年4月1日現在の推計人口の割合

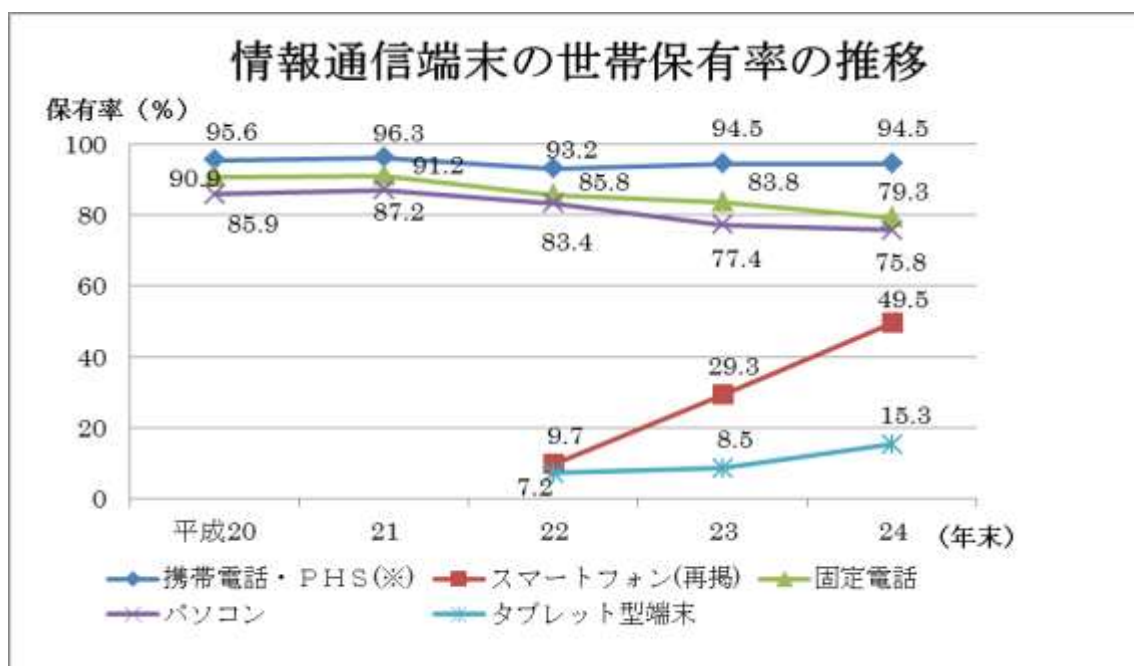
(2) 高度情報化の進展

昨今の情報化の進展は目をみはるものがあるが、特に携帯電話の普及は携帯電話自体の利用変化をもたらし、我々の生活に大きな影響を与えている。

また、情報通信機器の普及状況を機器別にみると、平成 24 年末で「携帯電話・PHS」及び「パソコン」の世帯普及率は、それぞれ 94.5%、75.8%となっている。また、「携帯電話・PHS」の内数である「スマートフォン」は、49.5%（対前年比 20.2 ポイント増）と急速に普及が進んでいる。

今後も、住民の最も一般的なコミュニケーションツールとして、携帯電話の多機能・高機能化が、国や自治体の情報化をはるかに上回るスピードで進展すると考えられることから、行政サービスへの影響も大きく、難しい対応を迫られると考えられる。

出典：総務省「平成 24 年通信利用動向調査」



※「携帯電話・PHS」の22年末以降は、携帯情報端末（PDA）や「スマートフォン」を含む。

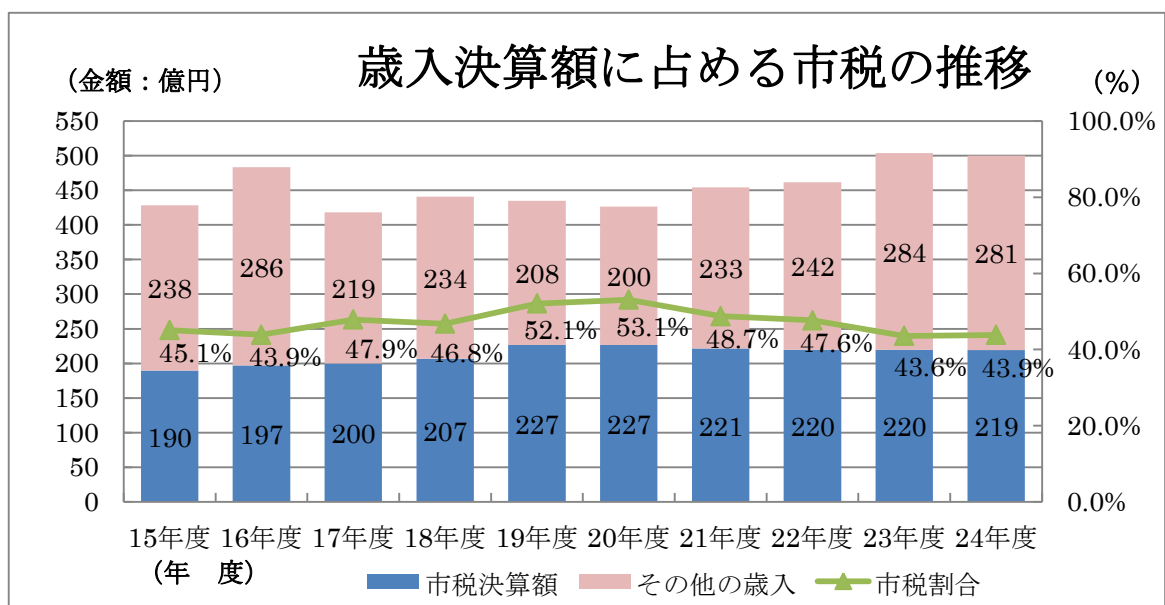
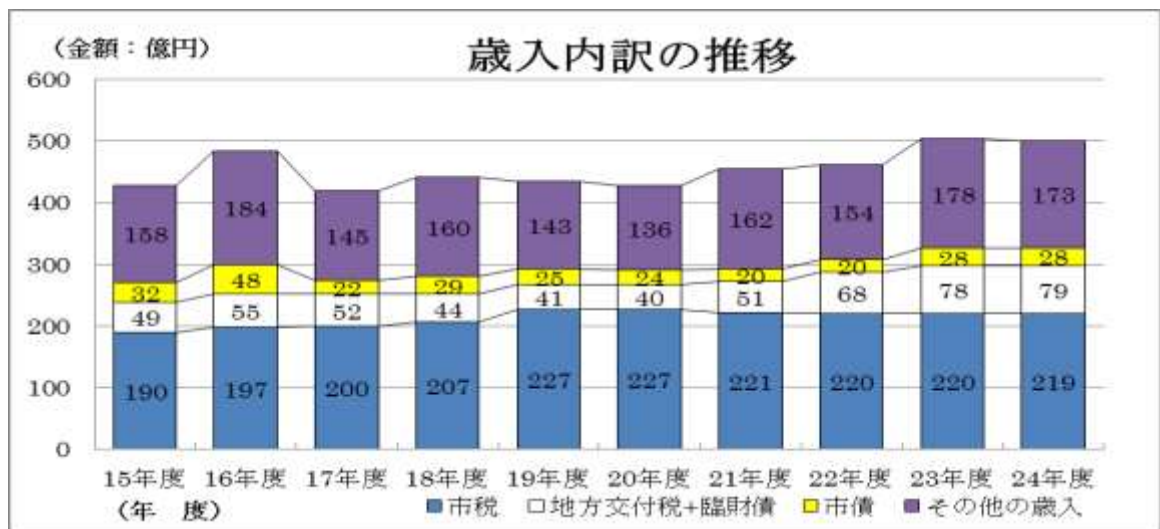
4 野田市の財政状況

(1) 歳入

① 財政規模及び市税の推移

歳入総額は、おおむね横ばい傾向が続いていたが、平成 23 年度及び 24 年度は、国の補正予算に呼応し、学校耐震化事業等を前倒し実施したことから、当該事業に係る国の交付金等（その他の歳入）や市債が増加したことで、歳入全体が増加している。

なお、市民税については、19 年度に所得税から個人市民税への税源移譲が行われたことから、19 年度と 20 年度は歳入決算額に占める割合が 50%を超えたが、21 年度以降は低下傾向にある。



② 市税収入の内訳

ア 個人市民税

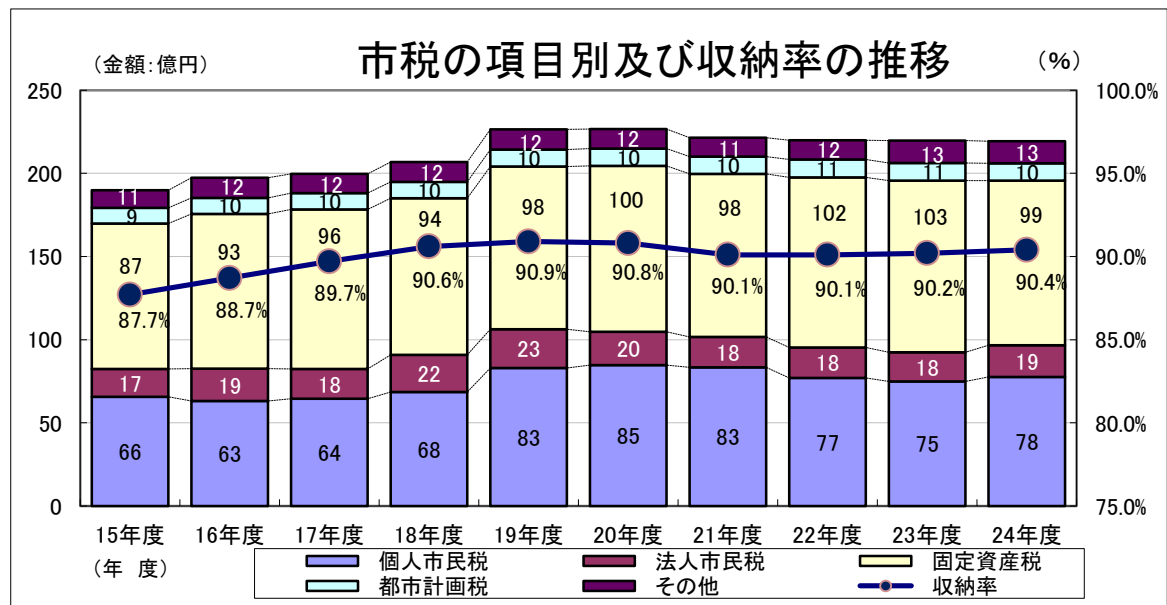
19 年度は、定率減税の廃止及び税源移譲により大幅な増収となったが、21 年度以降は減少傾向となっている。

イ 法人市民税について

企業収益は景気動向を反映し、18 年度は大幅な増収となったものの、ここ数年は横ばい傾向となっている。

ウ 固定資産税について

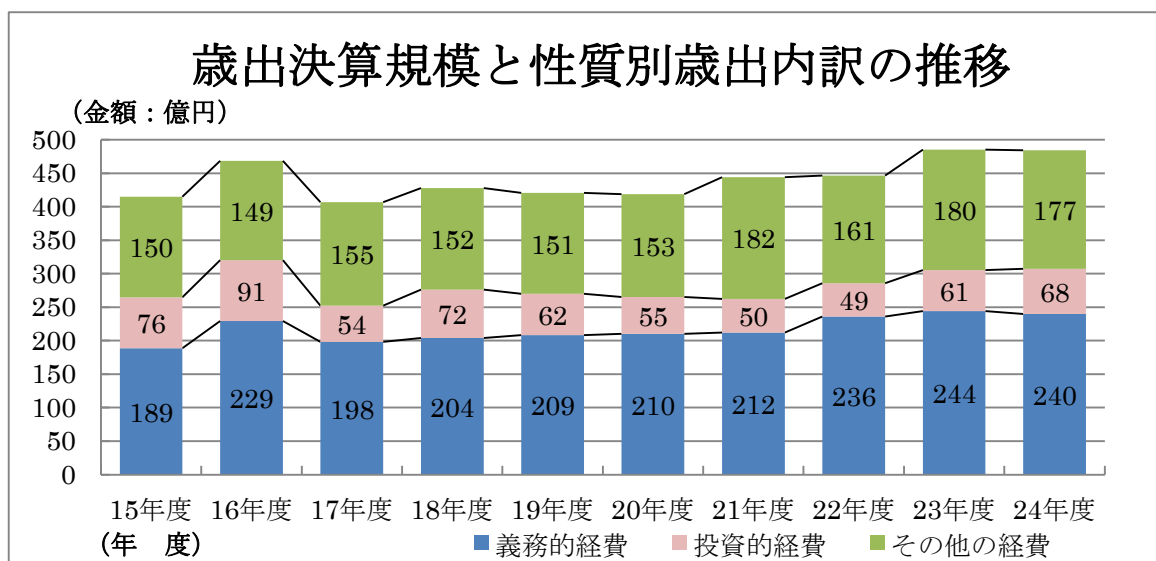
固定資産税は、3 年に 1 度の評価替えにより価格を見直すため、3 年サイクルで税収の増減が生じるが、おおむね安定した税収を確保している。



(2) 歳出

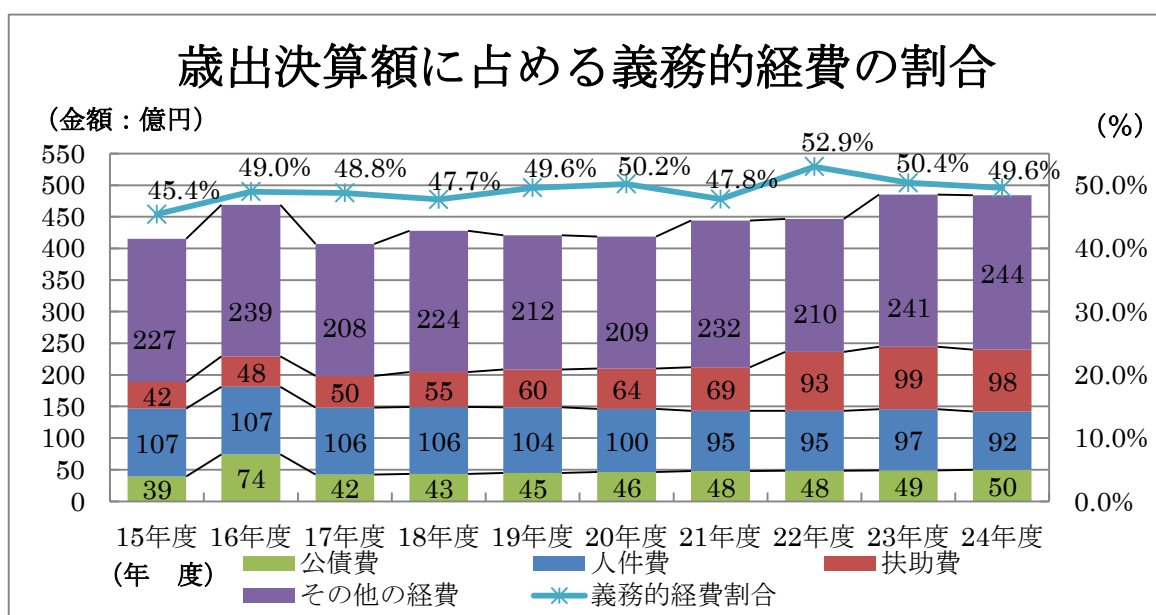
① 歳出規模及び性質別歳出内訳の推移

新市建設計画事業の進捗にあわせて歳出規模が変化している。平成23年度及び24年度は、国の補正予算に呼応し、学校耐震化事業等を前倒し実施したことから、投資的経費が増加している。なお、義務的経費については、増加傾向が続いている。



② 歳出規模及び性質別歳出内訳の推移

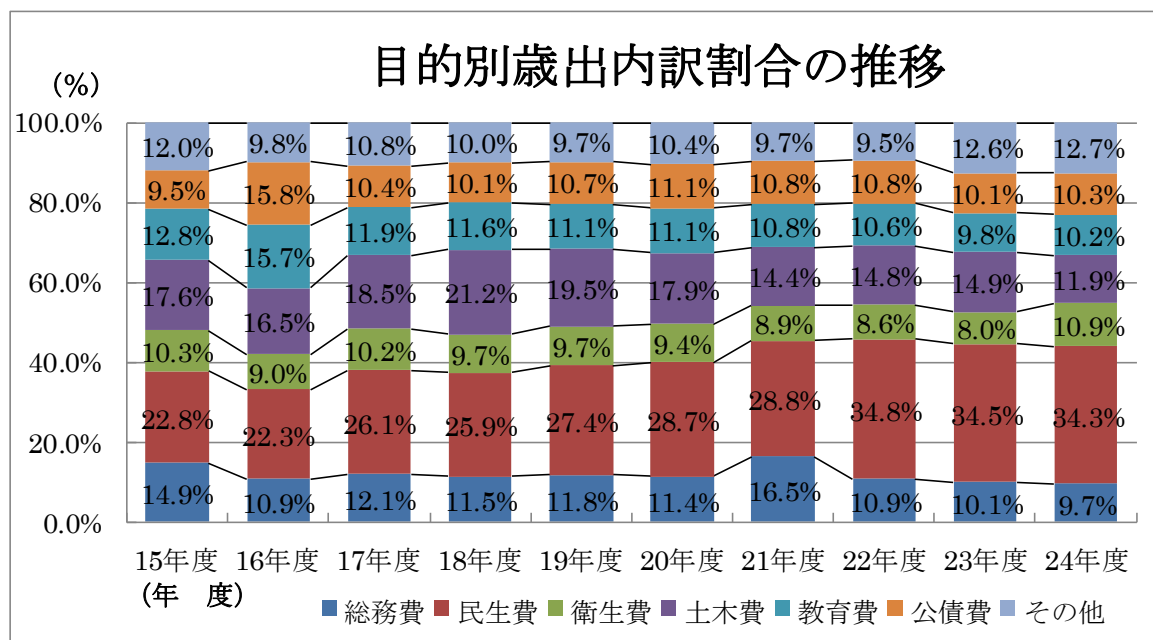
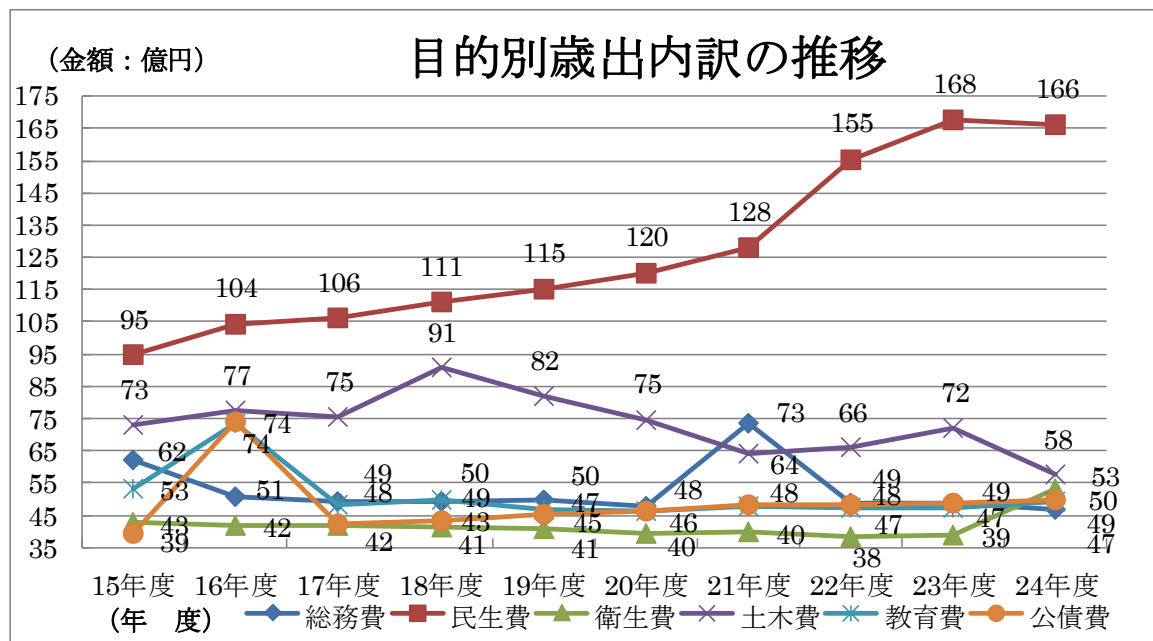
増加傾向にある義務的経費のうち、人件費については減少傾向にあるが、特に扶助費の増加が著しい。



③ 目的別歳出内訳の推移

行政目的ごとの分類である目的別予算で見ると、民生費（—■—）の増加が著しく、土木費（—×—）については、事業の進捗により増減がある。

なお、24年度の衛生費（—▲—）の増加は、不燃物処理施設整備事業の影響である。



(3) 将来人口

① 総人口

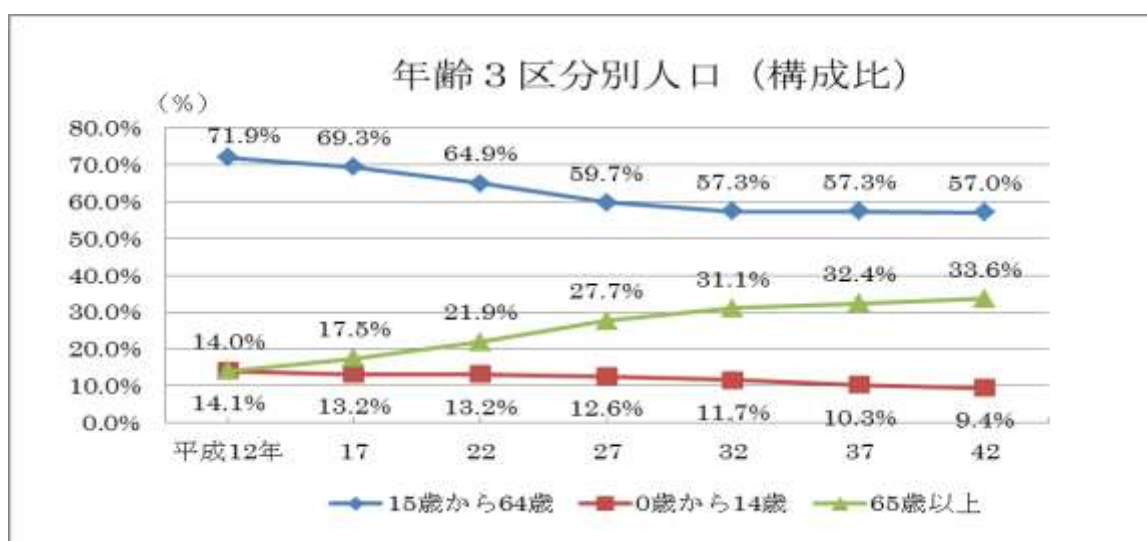
平成 12、17、22 年の国勢調査を基に本市の人口推移や、土地区画整理事業による影響を踏まえて、42 年までの人口推計を行った。

総人口のピークは、27 年の 155,982 人であり、その後は人口減少に転じ、42 年には 151,932 人まで減少することが見込まれる。



② 年齢別構成

総人口がピークとなる 27 年の高齢化率は、22 年と比較して 5.8 ポイント増加することが見込まれる。42 年の高齢化率は、22 年と比較して 11.7 ポイント増加することが見込まれる。



(4) 財政の見通し

① 歳入の見通し

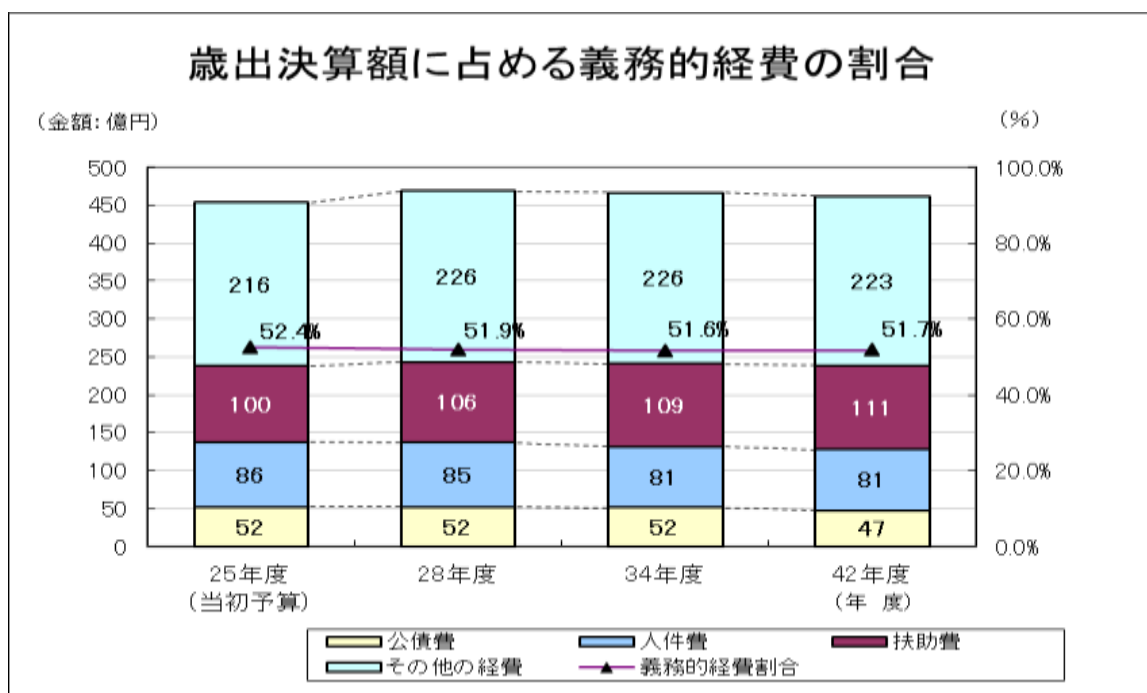
歳入の根幹となる市税収入については、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴い減少していく見込みである。譲与税・交付金等における地方消費税交付金は、税率引上げによる増収が見込まれるものの、普通交付税の合併算定替（＊）の終了に伴い地方交付税は大きく減少するものと見込まれる。

＊合併算定替

合併した市町村に対する財政上の優遇措置の一つで、合併した年度及びその後 10 年間は、合併しなかったと仮定して算定した普通交付税額の合算額が交付される（合併算定替）。その後 5 年間で段階的に割り落とされ、1 団体としての算定額となる（一本算定）。

② 歳出の見通し

人件費については、減少傾向にある。また、扶助費については、少子化により児童手当は減少するものの、全体では増加していくものと見込まれる。



5 行政改革の基本的考え方

(1) 行政改革大綱の検討対象

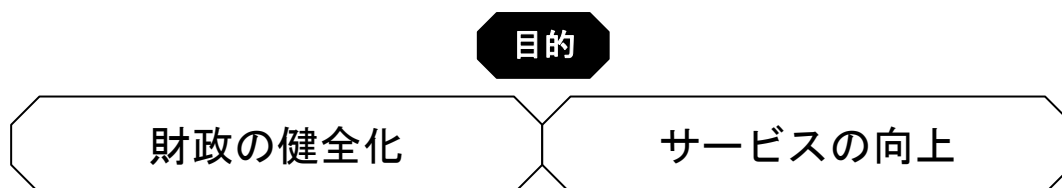
これまでの行政改革大綱の基本的考え方を踏襲し、行政サービスの質を低下させることなくコストを削減すること及びコストの増大を伴うことなく行政サービスの質の向上を図ることを第一の目標に据えて取り組みこととし、新たな行政需要に適切に対応するため、コストが若干増加してもサービスが大幅に向上するもの、また、サービスが若干低下してもコストの大幅な削減が図れるものについても検討の対象とする。

		サービス			
		↑↑ (大幅向上)	↑ (向上)	— (同じ)	↓ (やや低下)
コスト	↓↓ (大幅減)	○	○	○	○
	↓ (減)	○	○	○	×
	— (同じ)	○	○	×	×
	↑ (やや増)	○	×	×	×

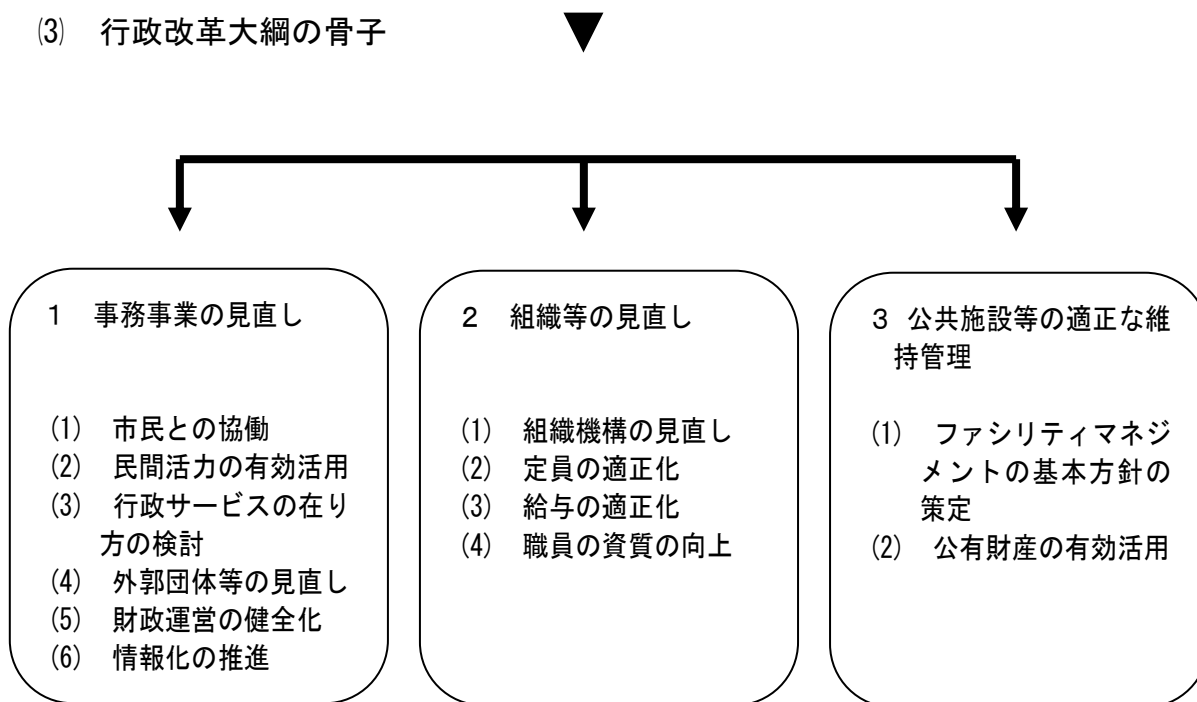
※「○」は検討の対象、「×」は対象外。「大幅」、「やや」は相対的な概念

(2) 行政改革大綱の目的

前項の行政改革大綱の検討対象を踏まえ、その目的をコストの削減及び歳入の強化を含む「財政の健全化」並びに「サービスの向上」と設定し、具体的な取組方針については、これまでの事務事業の見直し、組織等の見直しに加えて、公共施設等の適正な維持管理を加える。



(3) 行政改革大綱の骨子



(4) 行政改革大綱の期間

本大綱の期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

ただし、今後、予想を上回る社会情勢の変化があった場合には、計画期間内であっても、必要に応じて大綱を見直すこととする。

(5) 行政改革大綱を踏まえた具体的推進方法

本大綱に基づく行政改革の推進については、具体的な実施時期及び施策の細目を定めた各年度の実施計画を策定し推進する。

なお、実施計画の計画期間は本大綱の期間である平成 27 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 6 年間とし、中間年である平成 29 年度に見直しを図ることとする。

(6) 行政改革大綱の推進体制

本大綱の実施計画の推進については、これまでのとおり市内推進母体である「野田市行政改善委員会」を中心に、全職員一丸となって取り組むものとし、行政改革の推進状況については、「野田市行政改革推進委員会」に適宜報告し助言を得るとともに、市民に積極的に公表する。

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働

市民との協働は、平成 28 年度からスタートする次期野田市総合計画の骨格案においても「市民がふれあい協働する都市」として基本目標に掲げられ、多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働によるまちづくりが重要であるとしている。

これからのまちづくりは、以前にも増して市民の積極的な参加の下に、市民と行政が二人三脚で進めることが重要になってくることから、今後も、行政と市民との役割分担を踏まえ、自治会との協働を中心として、社会福祉協議会等の社会福祉法人やNPO法人、更にはボランティア団体も含めた協働の強化を図る必要がある。

その際には、更に市民への情報提供と情報公開の充実を図るとともに、キャリアデザインによるまちづくり施策の充実を図り、協働のパートナーとしての自立した市民を育てる必要がある。

① 自治会との協働による行政課題への対応

引き続き自治会との協働によるまちづくりを推進する。市と自治会が連携し地域コミュニティの核としての自治会の意義を積極的に啓発し、具体的な自治会加入促進策を講じることで自治会の強化を図っていく。

② 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

福祉のまちづくりを実現していくため、地域福祉の核である野田市社会福祉協議会との協働を強化するとともに、増大する行政需要に対応するため、更に多くの社会福祉法人等との協働を進める必要がある。

また、地区社会福祉協議会については、地区により実施事業の内容等に地域差があることから、社会福祉協議会と協働して活動の支援策を講じていく。

③ キャリアデザインによるまちづくり

様々な分野で連携を図りながら、引き続きキャリアデザインによるまちづくりを推進する。また、市民会館及び郷土博物館では、キャリアデザインのまちづくりの裾野を広げるため、自主研究グループの育成を推進するとともに、春風館道場との連携強化を図る必要がある。

④ NPO法人及びボランティア団体との協働

NPO法人及びボランティア団体等を育成するとともに、今後、NPO法人及びボランティア団体等が担うべき役割が増えることから、新たな支援策について検討する必要がある。また、NPO・ボランティアサポートセンターについては、強化された機能が十分に発揮されていないため、利用促進のための具体的な方策の実施が必要である。

⑤ 情報提供及び情報公開の充実による市民参加の推進

引き続き情報提供及び情報公開の充実を図る。その際、受け手に配慮した効果的な情報提供の手法を検討するとともに、現在、実施していない市民参加の手法については、安易に導入するのではなく、引き続き実効性を検証した上で、効果が認められる場合には導入を図る。

(2) 民間活力の有効活用

本市では、コストの削減及びサービスの質の向上を図るという視点から、①市の責任で行わなければならないが必ずしも公務員自らが行わなくてもよい事業、②民間の力を借りた方が経済的・質的に有利な事業、③社会の変化に即応しその時々ニーズに弾力的に対応することが望まれる事業等について、民間活力の積極的な活用を図ってきた。

国においても、地方公共団体が公共サービス部門に民間活力の有効活用を積極的に図ることができるように平成 11 年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」による「PFI事業」、15 年に「地方自治法」改正による「指定管理者」制度、18 年に「競争の導

入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）による「市場化テスト」などの制度の創設、整備、拡充を行ってきた。

本市においても民間活力の有効活用を一層進めていくため、今後も各制度の有効性を検証しながら事業に応じた最適な民間活力を活用する方法を採用し、更なる民間活力の有効活用を進める。

① 指定管理者制度活用推進

公の施設の管理に民間活力を導入する場合は、基本的に指定管理者によることとし、現在未導入の施設についても常に見直しを図り、指定管理者制度の導入が効果有りと判断される場合には積極的に導入を図る。特に次の施設については、条件が整い次第、速やかに導入を図ることとする。

なお、施設の適切かつ安定的な運営を図るため、担当部局による指導監督の徹底を図る。

- ・ 保育所（直営分全4施設） ・ こだま学園 ・ あさひ育成園
- ・ 子ども館（児童館全6館） ・ 文化会館

② 公共施設の管理及び運営の民間委託

学童保育所については、保護者協議会との協議により、早急に社会福祉協議会への委託を進める。また、学校区全体として過密化（一人当たりの生活面積 1.65 m²未満）状況にある場合は、新設学童保育所を整備する。さらに、学童指導員の配置等、子ども・子育て支援新制度に確実に対応する。

③ 現業部門の業務の民間委託

引き続き現業部門については、退職不補充とし、順次、民間委託や指定管理者制度等を導入する。

また、新清掃工場の稼働に当たっては、運転管理及び収集の部門共に全面委託する。

なお、民間委託等する業務は、現業部門全体の中で捉え、人事異動等を効果的に行い計画的に実施する。

④ 有効な民間活力活用法の検討

国の制度改正等による新たな民間活力の活用法に対しては、迅速にその導入効果等を検証し、効果が認められる場合には積極的な活用を図る。

(3) 行政サービスの在り方の検討

行政改革大綱では、行政サービスの質を低下させることなくコストを削減すること及びコストの増大を伴うことなく行政サービスの向上を図ることを第一の目標とするほか、コストが若干増加してもサービスが大幅に向上するもの、サービスが若干低下してもコストの大幅な削減が図れるものについても行政改革の対象としている。この方針に基づき、これまでに公共施設の無休化、開館時間の延長、公共施設の有効活用に取り組んできた。

前大綱の期間中では、余裕教室を活用した第二学童保育所の開設、本庁舎市民課窓口の時間延長・日曜窓口の開設の本格実施など、費用対効果を見極めながら市民サービスの向上や公共施設の有効活用を図ってきた。

これらの取組により、公共施設の無休化、開館時間の延長、公共施設の有効活用については、課題の解決が図られている。

しかしながら、公立幼稚園の在り方については、就園児の減少傾向が続く中で、結論が出ていない。

このことから、幼保一元化等の国の制度改正の状況を見定めつつ、公立幼稚園の統合・休園、公立幼稚園の保育料や私立幼稚園就園児に対する助成との関係等について、再度、検討する必要がある。

○ 公立幼稚園の在り方の検討

公立幼稚園の在り方については、私立幼稚園も含めた園児数の長期減少傾向が顕著となってきたことから、公立幼稚園の保育料や私立幼稚園就園児に対する助成との関係に留意しつつ、私立幼稚園を含めた幼児教育支援の視点からの検討を進める。

また、関宿地区の幼稚園が供給過多になっている現状を踏まえ、関宿中部幼稚園と関宿南部幼稚園の統合又は関宿南部幼稚園の休園を至急検討する。

(4) 外郭団体等の見直し

本市における野田市開発協会等の外郭団体は、市と連携を図りつつ行政の補完的な役割を果たし、市政の円滑な推進に寄与してきた。しかし、社会情勢の変化に応じて、事業の必要性、その事業を外郭団体が実施する必要性、市の関与の在り方、団体の在り方等を常に見直していく必要がある。

一般財団法人野田市開発協会、野田市土地開発公社、野田業務サービス株式会社、株式会社野田自然共生ファームについては、各団体が、健全で自立的な団体運営ができるよう運営の合理化を進めていくとともに、市が必要な、指導・監督・支援を行う。

○ 公社等外郭団体の運営の合理化

● 一般財団法人野田市開発協会

収益の改善を図るため、今後も経費削減と入場者増加対策を柱とした、次の経営再建計画に基づく対策を支援する。

(経営再建計画)

- ・ ゴルフ場使用料として徴している、けやきコース建設費償還相当分を平成 33 年度まで猶予し、みどりのふるさと基金分についても経営が安定するまで免除
- ・ ゴルフ場施設設置使用料として徴収している借地料の 3 割削減 (29 年度以降は地権者と再交渉)
- ・ 経営状況を踏まえた職員給与等の削減及び物件費の削減
- ・ 市からの財政支援として、執行を停止していた公有財産購入費を 25 年度から再開し、24 年度に執行を停止した 1 億 2,597 万 8,000 円を 25 年度から 5 年間に分割し支払う。また、ゴルフ場クローズ等により、単年度収支が悪化する場合は、公有財産購入の繰上償還を検討

- ・野田市パブリックゴルフ場の評価に見合った適切な料金体系の設定、サービス水準の維持・増進、営業の強化

● 野田市土地開発公社

平成 30 年度までに市の未収金が終了するため、本大綱の期間内に、解散を念頭に置いた公社の方向性を決定する。

● 野田業務サービス株式会社

会社の経営の安定化と社員の質の向上を図るため、必要な指導監督を行うとともに、次の経営改革案に基づく経営改善を支援していく。

(経営改革案)

- ・第三セクターとしての公共性を踏まえ、新たな事業についても積極的に検討、展開していく。
- ・学校給食調理業務については、安全衛生管理の徹底と調理技術の向上を図り、引き続き安心安全な給食を提供していく。

● 株式会社野田自然共生ファーム

(経営改革案)

安定的な経営を確保するため、特に営農活動については、国の経営安定対策事業の先行きが不透明であることなどを勘案し、飼料用米などの新たな作物への取組を進め、さらに、市内の営農組織については、担い手不足が深刻な状況であることから、市内全域を視野に入れた担い手としての役割を進める。

<営農活動（全市域）>

- ・水稻、飼料用米等に係る播種、耕運、稲刈りや畑地における麦、大豆の作付けなどの実施可能な作業受託に取り組み、更なる収益の確保を図る。
- ・経営規模の拡大の目指した効率的な組織としての見直しを図る。
- ・国の進める経営安定対策事業を引き続き実施する。

＜自然保護活動（江川地区）＞

- ・江川の自然が体験できる水田型市民農園に周辺の畑地での体験農園を加え、集客力と収益性の向上を図る。
- ・復田を進め、営農活動の拡大を図る。
- ・指導者の招へいや研修会等への参加により、従業員のスキルアップを図る。
- ・コウノトリ飼育業務について、引き続き動物園での研修等を通じて飼養技術の確立に努める。

＜受託業務＞

- ・堆肥センター管理運営業務
- ・コウノトリ飼育業務
- ・小船橋水辺公園管理業務

(5) 財政運営の健全化

本市の財政については、健全な財政運営がされており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における全ての指標も問題なく達成はしているが、少子高齢化の進展による社会保障関係経費を始めとする財政需要の増加や、地方税収等の落ち込み、地方交付税の合併算定替の終了による収入減など、今後も厳しい財政運営が続くものと考えられる。

以上を踏まえ、財政の健全化をより一層進めていくため、次の取組を進める。

① 財政規律の堅持

限られた財源の中で、多様化する市民要望に的確に対応するためには、自主財源の確保に最大限努力するとともに、事務事業の徹底した見直しによる行政経費の縮減により財源を確保し、真に必要な部門へ再配分する必要がある。

具体的には、歳入面では、自主財源の確保（市税・使用料等の収納率向上）を図る。歳出面では、本市独自のプライマリーバランスを遵守することにより、地方債残高の抑制を図るとともに、債務負担行為につい

ても計画的な活用と残高の抑制を図り、財政規律を堅持する。さらに、経常経費についても行政改革による経費削減を継続実施することにより、経常収支比率を改善し財政の弾力性を向上させる必要がある。

② 市税、使用料等の収納率の向上

新たな目標を設定し、効果的な徴収対策を講じ、収納率向上に取り組んでいく。

また、保育所保育料及び学童保育所保育料は、滞納額が増加傾向にあるため、徴収に係るノウハウや情報の共有化を図りつつ、新たな徴収対策を検討する。

③ 補助金の在り方の検討

- ・補助金の必要性の有無を検討するとともに、必要な補助金については、透明性を確保する観点からも根拠例規等の整備を進める。
- ・根拠例規の整備に当たっては、必要に応じて精算・返納の適用を盛り込むこととする。
- ・根拠例規等の整備と並行して、補助金依存率や繰越率の再設定、繰越可能額の設定など補助金削減ルールの見直しを行う。

④ 給付サービスの見直し

本市が単独で実施する給付サービスは、本市の限られた予算の範囲内で、真に必要な給付サービスを実施しなければならないものであることから、引き続き既存給付サービスについて、そのサービスの必要性、対象者、支給額等の見直しを不断に行う。

特に、将来的に財政負担が増大する可能性がある「敬老祝金及び敬老祝品」と「難病療育者見舞金」については、見直しについて検討する必要がある。

⑤ 入札及び契約制度の見直し

これまでの入札・契約制度の見直し措置の実施状況、品質確保のための担い手の中長期的な育成・確保の状況、地元業者の経営状況などを十分に踏まえながら、引き続き入札・契約制度の改善に努めていく。

⑥ 使用料等の負担の適正化

- ・使用料については、前大綱に示された受益者負担の設定の考え方を基本とする。見直しの実施手順は、まず使用料の算定基礎となる原価に含めるべき要素に、人件費、減価償却費等を加えるべきかを検証した上で、施設の種類ごとに具体的な負担割合を設定する。
- ・使用料の見直しは、一斉見直しを基本とするが、経済状況等により一斉見直しが困難な状況が長期化すると見込まれる場合は、例えば、適正な受益者負担割合とのかい離が大きなものについて見直していくなど、適正な使用料となるよう柔軟に対応する。
- ・原則無料となっている公民館の使用料及び市民の火葬料については、市民への影響が特に大きいため、当面は現行のとおりとし、本大綱の期間内に基本的な方針を決定することとする。

(受益者負担割合の設定の考え方)

使用料については、その施設の維持管理コストを利用者が負担することが前提となるが、維持管理コストの全てをその施設の性質を考慮せず、一律に利用者に求めると、かえって公平性・公正性を損なうことになるため、施設の性質を公共的、市場的、必需、選択の度合いにより分類し、主な施設について受益者負担の割合を次表のように設定する。

		公共的	
選択	分類Ⅱ 受益者負担程度 中	分類Ⅰ 受益者負担程度 無し	必需
	【主な施設例】 文化会館、公民館、体育館、陸上競技場	【主な施設例】 公園、図書館、児童館	
	分類Ⅲ 受益者負担程度 大	分類Ⅳ 受益者負担程度 中	
	【主な施設例】 自転車等駐車場、プール、庭球場、トレーニングルーム	【主な施設例】 保育所、市営住宅、学童保育所	
		市場的	

- ・手数料については、国の基準や近隣市の動向を見極めつつ、改正について検討する。

⑦ 行政評価による施策の見直し

- ・行政評価は、評価の結果を予算に連動させるなどの導入効果を慎重に検討して、実効性のあるものとする必要がある。
- ・行政評価の導入は、地方公会計制度が原則平成 29 年度までに整備される予定であり、新たに作成される財務書類等を行政評価へ活用することの重要性が示されていることから、地方公会計制度の導入に合わせて検討を進める。

(6) 情報化の推進

現在のような高度情報化社会において、効率的、効果的に行政サービスを提供するためには、情報化の推進は不可欠である。本市においても業務の電算化やインターネットを利用したサービスの提供などを推進してきた。

しかし、情報化を推進するに際しては、イニシャルコスト及びランニングコストが膨大なものになることもある上に、技術の進歩に伴いその陳腐化も懸念の材料となる。よって、その推進に際しては、常にコスト意識を持ち、電子化を前提とした抜本的な業務の見直しを図りつつ、費用対効果を十分に検証する必要がある。

また、個人情報の保護を根幹とする情報セキュリティ対策を十分に講じることが言うまでもなく重要である。

① 電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守

システムの最適化を図り、費用対効果及びより効果的な導入方法を十分に検証しながら、電子自治体の実現を推進していく。その際、情報セキュリティ対策を十分講じるとともに、インターネット弱者に配慮するなど情報格差が発生しないよう配慮する。

枠で囲まれた当該項目については、前回のパブリック・コメントで意見募集を実施済みのため、今回のパブリック・コメントでは対象外とします。

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

本市では、簡素で効率的な組織を目指し、平成 22 年度に都市計画部と都市整備部との統合、児童家庭部の新設、教育総務部の廃止など、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するため、組織機構の見直しを進めてきた。

その後も係の統合を中心に組織のスリム化に取り組んできたが、大規模な見直しから 5 年が経過しており、今後、ますます変化の速度を増すと考えられる行政需要に対応していくためには、組織の抜本的見直しや組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要がある。

また、27 年度から実施される教育委員会制度の改革への組織的な対応についても検討する必要がある。

なお、附属機関については、16 年度に整理合理化を図ったところであるが、長期間、委員委嘱をしていない附属機関も存することから、再度、検証する必要がある。

① 組織の統廃合と組織体制の整備

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、組織が有効に機能するよう常に検証を進めていくこととする。27 年度において次の組織の分割、統廃合を行う。

- ・ 民生経済部を市民生活部と自然経済推進部に分割する。
- ・ 市民生活課を市民生活課と防災安全課に分割する。
- ・ 建築指導課を廃止し、建築確認申請業務は都市計画課へ、市営住宅及び営繕業務は総務部に設置する営繕課に移す。
- ・ 社会福祉課を生活支援課と障がい者支援課に分割する。
- ・ 高齢者福祉課を高齢者支援課と介護保険課に分割する。

- ・あさひセンターの組織を廃止する。(27 年度に指定管理者制度を導入)
- ・男女共同参画課と人権施策推進課を統合し、人権・男女共同参画推進課とする。

また、教育委員会制度改革については、教育行政の政治的中立性、継続性、安定性を確保するため、次の仕組みを構築することが重要である。

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。
- ・総合教育会議の事務局は教育委員会事務局に置き、原案の作成等の協議議題の調整を行う。
- ・総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議議題は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。

② 附属機関の整理合理化

長期間活動実績のない附属機関等については廃止・統合で整理が進んだが、引き続き必要性の検証を続ける。

また、新たな附属機関の設置に当たっては、安易に新設することなく、みどりの市民会議など既存の附属機関の活用を図ることで、附属機関の肥大化及び非効率を防止する。

(2) 定員の適正化

本市では、前大綱の指針に基づき策定した集中改革プランに掲げた平成 27 年度の目標職員数 1,032 人の達成に向け、職員の年齢構成に配慮しつつ、組織機構の見直しや保育所などへの指定管理者制度等の民間活力の有効活用により、採用抑制による職員削減を進めてきた。職員配置については、毎年度の予算編成時期に合わせ、次年度の各課職員配置についてヒアリングを実施し、業務量に応じた柔軟な職員配置を実現してきた。

今後の職員数を検討する上では、引き続き指定管理者制度や民間委託の方針に基づく不補充職種の削減を進めるとともに、サービス水準の確保、新規行政需要、国の制度改正及び再任用職員の採用に対応した職員削減計画を策定しなければならない。

また、保育所や学童保育所等における臨時職員の長期継続雇用などの課題解消も図る必要がある。

以上を踏まえ、引き続き定員の適正化を図るため、次の取組を進める。

① 職員削減計画の推進

引き続き指定管理者制度や民間委託の推進による不補充職種の削減を進めるとともに、サービス水準確保、新規行政需要、国の制度改正に対応しつつ、再任用制度との整合に留意し、職員削減計画を策定する。

また、事務職等必要な職員の増員を図りつつ、33 年度当初の目標職員数を 980 人とする。

② 再任用制度の見直し

再任用制度については、引き続き短時間勤務を中心に運用することとするが、フルタイムの再任用職員の導入についても検討する。その際、市の財政状況を勘案し、市民サービスに影響を与えないような慎重な制度設計を行うこととする。また、定数管理は、引き続き厳格に行うことを基本とするが、短時間勤務については、状況に応じた柔軟な対応も検討すべきである。

さらに、国家公務員の定年延長等の国の動きを注視し、これに的確に対応することとする。

③ 適正な職員配置の推進

職員削減計画を踏まえた上で、社会経済情勢の変化に伴い、常に変化する行政需要に的確に対応していくため、引き続き予算編成と連動して各課の事務事業に応じた配置職員数を毎年度見直し、最大限効果的な行政サービスの提供を可能にする柔軟な職員配置を行う。

④ 臨時職員等の雇用の適正化

臨時職員等の継続任用について、一般職の非常勤職員は、実態として長期的な継続任用とならないよう公募により十分な能力の実証を行った

上で任用し、臨時的任用職員は、再度の任用の際に継続任用とならないような取扱いをする。

期末手当については、職務の内容及び責任等を踏まえ、職種間のアンバランスを是正する。

また、本大綱に基づき民間活力の有効活用を進め、保育所は指定管理者制度の活用、学童保育所は社会福祉協議会への委託を進める。

(3) 給与の適正化

行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）では、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映させるよう努め、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとしている。

本市における給与の適正化に対する取組は、平成 18 年度の国の給与構造改革に伴う給料表の改定や、地域手当を国基準の 3 % への引下げ、退職手当の支給率の引下げ等、国家公務員に準拠する形で取り組んできた。

また、国基準よりも高いと指摘のあった高卒初任給についても、2 号給の引下げを行った。

① 各種手当の適正化

各種手当については、手当本来の趣旨にあわなくなった手当は、速やかに是正を図る。

住居手当については、29 年度までに段階的に廃止する。

また、期末・勤勉手当に係る役職加算の対象者については、近隣市の対象者割合の平均となるよう対象者の見直しを図る。

② 時間外勤務の適正化

時間外勤務の増加原因を分析し、適正な勤務時間で勤務することを目指す。また、時間外勤務の増加が事務量の増加に基づく場合は、職員の増員も含め対応する。

時間外勤務削減緊急対策プランを推進するとともに、職員の仕事に対する意識の徹底、職員自らが事務改善等に取り組むことにより時間外勤務の総時間数の抑制を図る。

(4) 職員の資質の向上

持続可能な行財政運営を進めていく鍵になるのは、一人一人の職員であり、その職員の資質をいかに上げていくかが最大の課題である。資質の向上のためには、研修の充実と適正な人事評価制度による人材育成を進めていかなければならない。

① 職員研修の充実

- ・ 職員の市民への奉仕者としての自覚、職務に対し強い意欲及び能力・資質の向上を図ることを目的に新人材育成方針を策定する。
- ・ 策定に当たって、特に検討の必要がある課題は次のとおりである。

(課題)

- ・ 人事評価制度を活用した人材育成
- ・ 女性職員の管理職登用に向けた人材育成
- ・ メンタルヘルス対策を取り入れた人材育成

② 人事評価制度の構築

評価のバラつきを最小限にするため、評価内容を検証するとともに、評価者研修の充実を図り、昇給・昇格に人事評価による能力、実績を適正に反映させるとともに、計画的な能力開発や人材育成への活用を進める。

③ 希望降格制度の見直し

管理職員等の意欲の向上、健康の保持及び組織の活性化を図るため、職務、職責を果たすことが困難であると感じる管理職員等が降格を申し出る希望降格制度の効果的な運用を図る。

枠で囲まれた当該項目については、前回のパブリック・コメントで意見募集を実施済みのため、今回のパブリック・コメントでは対象外とします。

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の策定

本市は、1,217 棟（平成 26 年 3 月現在）の建物を保有している中で、428 棟は、特に老朽化が進行するといわれる築後 30 年を経過した建物である。

今後、これらの建物において、安全性の確保や機能を維持するための費用の増加が予想されるが、本市の厳しい財政事情では、施設の更新による対応が困難な状況にある。

このことから、建物の長寿命化を図ることを基本としたファシリティマネジメントの手法を取り入れ、建物の損傷や老朽化等の状態を随時把握した上で総合的かつ長期的視点に立ち、建物の維持管理を行う必要がある。

ファシリティマネジメントについては、次の基本方針に基づき、野田市総合計画実施計画に位置付け、確実に実施していく。

【基本方針】

- ① 厳しい財政事情及び施設の効率的有効活用の観点から、施設の建て替えは基本的に行わず、長寿命化を図ることを基本とする。
- ② 建て替えは、躯体強度に問題が生じ改修等が困難な場合及び施設の構造等からその効用が十分果たせなくなった場合に行う。
- ③ 長寿命化に当たっては、特定建築物に係る耐震改修を最優先する。
- ④ 特定建築物以外の耐震改修は、保育所を最優先し、他の施設については、建築年、構造、利用状況等を勘案し、優先順位をもって進める。
- ⑤ 耐震改修以外の施設の長寿命化施策は、防水、排水等施設の維持管理上欠くことのできない改修を最優先し、次に、エレベータ設置等施設の効用を増進させる改修に取り組んでいく。
- ⑥ 施設の効用を増進させることを目的とする改修は、バリアフリーの視点に立った改修とする。
- ⑦ 施設のバリアフリー化については、長寿命化のための改修時だけでなく、財政事情の許す範囲内で、計画的に順次進める。

- ⑧ 学校のトイレ改修、消防器具置場の改築等、これまで計画的に順次整備を進めているものについては、引き続き計画的な整備を進めていく。
- ⑨ 日常点検を徹底し、修繕が必要なものについては、即対応する。
- ⑩ 新たな施設は設置せず、学校の余裕教室など既存施設の有効活用を基本とする。また、施設の統合については、当該施設の果たしてきた役割、地域への影響等を勘案し、基本的には統合は行わないことを念頭に検討する。
- ⑪ 国の補助等財政的に有利な制度を活用できるときは、優先順位を変更して実施することを検討する。
- ⑫ 総務部に営繕課を設置し、計画的な改修及び維持管理を行う。

【留意点】

実施に当たっては、次の点に留意する。

＜施設の劣化状況の把握＞

建築基準法第 12 条に基づく建築物及び建築設備の定期点検又は日常点検の結果を的確に把握し、必要に応じて、修繕又は改修を実施する。

＜施設のバリアフリー化＞

ニーズ調査を実施し、予算の許す範囲内で、施設のバリアフリー化を図っていく。

＜学校施設＞

27 年度で、二川小学校特別教室棟を除き、耐震改修が終了するため、①二川小学校特別教室棟の建て替え、②小中学校への空調整備に優先的に取り組む。

さらに、屋上防水等施設の維持管理に不可欠な改修についても、計画的に取り組んでいく。

＜幼稚園＞

関宿南部幼稚園の休園又は統合を検討する。

＜保育所＞

特定建築物の耐震改修に続き、耐震診断結果を踏まえ、順次、耐震改修を実施する。

＜学童保育所＞

国の「放課後子ども総合プラン」が、既存の小学校外の学童について、余裕教室棟を活用することが望ましいとしていることから、校外に設置された学童保育所を、順次余裕教室等へ移転する。

＜老人福祉施設、公民館、福社会館等＞

2階建施設については、エレベータ設置を検討する。

＜障がい福祉施設＞

あさひセンターについて、施設の効用を増進するための改修を検討する。

＜総合公園体育館＞

現在、実施している計画的改修を引き続き実施する。

＜本庁舎、いちいのホール、樺のホール＞

今後、大規模な設備更新が予定されることから、計画的な設備の更新を検討する。

＜学校給食センター＞

野田学校給食センター調理棟については、老朽化が激しいため、大規模改修を検討する。

＜市営住宅＞

当面、現在の計画的修繕を引き続き実施する。

＜斎場＞

老朽化した関宿斎場火葬棟について、火葬棟を廃止した場合の影響を精査した上で、改築又は廃止を検討する。

(2) 公有財産の有効活用

本市では、前大綱に基づき、市税徴収対策など財源の拡充強化に努めているが、税外収入の確保策として、行政目的に使わなくなった市有財産をそれぞれの特性等を考慮の上、貸付け又は普通財産処分取扱要領に基づき売却処分を行い、それによって生じた収益を行政サービスの財源に充てている。

平成 19 年度には、新たな財源確保策として公共物への有料広告の掲出制度を創設するため野田市広告掲載取扱要綱を策定し、20 年度から導入

を始めた。

本市の財政については、健全な財政運営がなされており、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における全ての指標も問題なく達成はしているが、少子高齢化の進展による社会保障関係経費を始めとする財政需要の増加と地方税収の落ち込み等により、今後も一層厳しくなることが予想される。

以上を踏まえ、自主財源の確保という観点から、公有財産の有効活用を一層進めていくため、引き続き次の取組を進める。

① 未利用地の有効活用及び処分

引き続き処分を凍結している土地については、経済状況を見極めつつ売却時期を検討していく。行政財産の用途を廃止し、普通財産とした土地については、利用する可能性を総合的に判断し、処分候補地となるか検討を進める。

② 公共物への有料広告の掲出

新たな広告媒体の活用については、民業圧迫とならないことや公共物であることを慎重に検討し導入を進めていく。